

(お知らせ)



平成29年10月24日  
京都市子ども若者はぐくみ局  
〔担当：幼保総合支援室〕  
〔電話：251-2390〕

## 修学院保育所及び淀保育所の移管先の候補となる法人の選定結果について

京都市では、平成26年10月に策定した「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づき、一部の市営保育所について民間移管することとしています。

この度、平成31年度の移管対象保育所としている修学院保育所及び淀保育所について、移管先の候補となる法人等（以下「移管先候補者」という。）の公募を行い、学識経験者等で構成する京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）における審議を踏まえ、以下のとおり移管先候補者の選定を行いましたので、お知らせします。

### 1 民間移管対象保育所

名称	所在地	定員
京都市修学院保育所	京都市左京区修学院犬塚町30-1	90名
京都市淀保育所	京都市伏見区淀下津町96	130名

### 2 公募の概況

#### (1) 募集日程

平成29年7月 5日(水)～8月25日(金)	募集要項等の配布
7月 5日(水)～7月21日(金)	質疑の受付期間
7月24日(月)～7月31日(月)	質疑の回答
8月21日(月)～8月25日(金)	申請書類の受付期間

#### (2) 応募団体（移管保育所ごと）

移管保育所	応募団体
京都市修学院保育所	社会福祉法人 岩屋福祉会
京都市淀保育所	社会福祉法人 淀福祉会

### 3 移管先候補者

移管保育所	法人及び代表者	主たる事務所の所在地
京都市修学院保育所	社会福祉法人 岩屋福祉会 理事長 室田 一樹	京都市山科区大宅中小路 町65-8
京都市淀保育所	社会福祉法人 淀福祉会 理事長 今井 祥雄	京都市伏見区淀池上町 151-10

### 4 選定の概況

選定部会において、京都市修学院保育所移管先法人等募集要項及び京都市淀保育所移管先法人等募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき審査を行い、当該審査結果を踏まえ、移管先候補者として選定しました。

なお、審査に当たっては、市営保育所の現在の保育内容等を引き継げるか否かについて、募集要項に基づき評価しており、対象法人の保育内容を評価したものではありません。

#### (1) 選定理由について

選定部会において、応募団体の運営管理体制や現在運営している施設における保育等の状況、移管保育所の移管後における運営理念、運営計画及び施設運営体制等について、審査基準に基づき審査しました。

#### (選定部会による評価)

#### ア 京都市修学院保育所移管先候補者：社会福祉法人 岩屋福祉会

##### (ア) 運営実績

- a 移管先候補者は、昭和25年に保育園として設立され、平成27年に幼保連携型認定こども園に移行した施設を1箇所運営しています。
- b 子どもの生活や育ちに寄り添い、ともに生活する「アカンパニ」という考えの下、日々のエピソードから生活カリキュラムを作成のうえ、保育を実践し、子育てを分かちもつための記録を保護者とともに作成しています。
- c 地域の子育て世帯への支援のため、園庭開放や子育て講座、給食試食会を実施しているほか、造形活動や音楽鑑賞の機会を提供するために自園の施設を活用したアトリエ開放やコンサートを開催していることを高く評価しました。

##### (イ) 事業計画

- a 現在の修学院保育所と法人が運営されている園における立地条件や施設規模等の違いを認識したうえで、来年4月より施行される保育所保育指針に依拠して、修学院保育所の生活カリキュラムの構成、保育環境の設定及び施設の改修について計画されています。
- b 保育の質の向上に向けて、市営保育所においても実践しているエピソード記述をこれまでから重視しており、今後も市営保育所の職員研修に参加することで、これまでの取組を移管後の保育内容にいかせる点を評価しました。
- c 法人が運営されている園で実施されている、本市基準以上の職員配置を行う

ことにより、保育の質の向上に寄与するとともに、働きやすい環境を目指されている点を高く評価しました。

#### (ウ) 実地審査

- a 木々が多数ある園庭や神社の広大な広場で活動できる園外など、自然に恵まれた保育環境をいかして、子どもが主体的にのびのびと過ごせるような保育を実施しています。
- b 幼児においては異年齢保育を実施しており、異年齢間の自然な関わりが見られるとともに、コーナー保育等によってさまざまな遊びを子どもが主体的に選択できるよう配慮されています。
- c 評価項目全般にわたって高く評価しましたが、特に子どもの尊重、保育内容について十分な取組が行われていることを確認しました。

#### [ 講 評 ]

- a 当法人は、応募に当たり、引継ぎに従事する予定の職員を決定し、複数回修学院保育所を見学するなど、修学院保育所の保育を学ぼうとする姿勢と意欲を強く持っておられ、保育の引継ぎを重く受け止められています。
- b 子どもの自主性を尊重し、子どもたちの体験を通じた保育実践に取り組まれています。移管後の保育所においても、より一層の保育実践の充実及び積極的な研修参加等により、修学院保育所の保育の円滑な引継ぎに努められることを期待します。

### イ 京都市淀保育所移管先候補者：社会福祉法人 淀福社会

#### (ア) 運営実績

- a 移管先候補者は、現在、京都市内で1箇所の保育園を運営する法人です。昭和49年に地域の要望を受けて保育園を設立し、以降、児童館の運営、地域子育て支援ステーション事業や放課後児童健全育成事業を実施しており、地域の子育てニーズに応えるため、平成27年には0～1歳児向けの分園を設置し、積極的に児童を受け入れています。
- b 子ども一人ひとりの最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指して保育することを理念とし、「心と体の健康（身の自立）」及び「心情豊かで意欲ある子どもを育てる（心の自立）」の2つの保育方針の下、一人ひとりの「今」を大切に保育しています。
- c 職員の育休取得や年間労働時間の管理等、働きやすい職場環境を目指してワーク・ライフ・バランスの取組を進めており、京都府の「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証を受けられています。

### (イ) 事業計画

- a 移管に関わる保護者の不安を十分理解し、移管前と同様の保育を引き継ぐことを第一に考えられており、一人ひとりの子どもの発達と個性を尊重し個々に応じた保育を実践することに強い意欲を持っておられます。
- b 職員一人ひとりの資質とモチベーションの向上のため、自己評価、相互評価を行う計画になっており、安全対策や発達支援などさまざまな研修に参加し、自己研鑽できるよう考慮されている点を高く評価しました。

### (ウ) 実地審査

- a 保護者要望を踏まえ保育室、一時預かり保育室の園舎増築を行うなど、これまでから保護者の要望や負担に配慮した運営が行われており、移管後の計画においても、利用者の意見を尊重し、保護者の思いに寄り添う姿勢が伺えます。
- b 離乳食や食物アレルギーなど配慮が必要な子どもへの代替食、除去食の対応について、調理師や保育士が保護者と連携して取り組まれていることを評価しました。
- c 子育て支援拠点としての役割を認識し、地域の学校や福祉施設等との交流をはじめ、地域での子育てを支援するサービスを積極的に提供されていることを高く評価しました。

### [ 講 評 ]

- a 当法人は、一人ひとりの子どもの健全な心身の発達を支援する保育に取り組んでいます。また、利用者を尊重し、保護者の要望に丁寧に対応することで、利用者にとってよりよい保育園であるように努力されています。移管後の保育所においても、同様の姿勢で取り組まれることを期待します。
- b これまでから、法人が運営する園と淀保育所で連携しながら地域子育て支援の取組を実施していますが、今後も両保育園（所）において、地域子育て支援の機能をより一層充実されることを期待します。

## (2) 審査結果一覧

## ア 京都市修学院保育所

審査項目		配点	社会福祉法人 岩屋福社会
大項目	中項目		
運営実績 (申請団体 等の状況)	1 団体等の組織内連携	2	2
	2 団体等の運営管理体制	3 4	3 1
	3 現在運営している保育園の状況	2 4	2 3
	小 計	6 0	5 6
	2 5点満点換算	2 5	2 3. 3
事業計画 (応募施設 の運営計画)	1 応募施設の運営理念	8	8
	2 応募施設の運営計画	4 0	4 0
	3 応募施設の施設運営体制	2 0	1 7
	4 応募施設の経営管理計画	4	4
	5 応募施設の危機・安全管理	2 0	1 8
	6 上記以外で特にPRしたい内容	1 0	1 0
	小 計	1 0 2	9 7
	7 5点満点換算	7 5	7 1. 3
A 書面審査計 (1 0 0点満点換算)		1 0 0	9 4. 6
第1 子どもの尊重	1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成	2	2
	2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	2	2
	3 快適な施設環境の確保	4	4
	4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	4	4
	5 保育上, 特に配慮を要する子どもへの取組	8	6
第2 保育の実施内容	1 保育の内容	2 4	2 4
	2 健康管理・衛生管理・安全管理	4	4
	3 人権の尊重	4	4
	4 保護者との交流・連携	1 2	1 2
第3 地域支援機能	1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供	2	2
	2 保育園の専門性を活かした相談機能	4	3
第4 開かれた運営	1 保育園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ	2	1
	2 サービス内容等に関する情報提供	2	2
実地審査小計		7 4	7 0
B 実地審査計 (5 0点満点換算)		5 0	4 7. 3
合 計		1 5 0	1 4 1. 9
得点率		1 0 0 %	9 4. 6 %

イ 京都市淀保育所

審査項目		配点	社会福祉法人 淀福社会
大項目	中項目		
運営実績 (申請団体 等の状況)	1 団体等の組織内連携	2	2
	2 団体等の運営管理体制	3.4	3.1
	3 現在運営している保育園の状況	2.4	2.1
	小 計	6.0	5.4
	2.5点満点換算	2.5	22.5
事業計画 (応募施設 の運営計画)	1 応募施設の運営理念	8	8
	2 応募施設の運営計画	4.0	3.7
	3 応募施設の施設運営体制	2.0	1.7
	4 応募施設の経営管理計画	4	4
	5 応募施設の危機・安全管理	2.0	1.8
	6 上記以外で特にPRしたい内容	1.0	1.0
	小 計	10.2	9.4
	7.5点満点換算	7.5	69.1
A 書面審査計 (100点満点換算)		100	91.6
第1 子どもの尊重	1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成	2	2
	2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	2	2
	3 快適な施設環境の確保	4	3
	4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	4	4
	5 保育上, 特に配慮を要する子どもへの取組	8	6
第2 保育の実施内容	1 保育の内容	2.4	2.1
	2 健康管理・衛生管理・安全管理	4	4
	3 人権の尊重	4	4
	4 保護者との交流・連携	1.2	1.1
第3 地域支援機能	1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供	2	2
	2 保育園の専門性を活かした相談機能	4	2
第4 開かれた運営	1 保育園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ	2	2
	2 サービス内容等に関する情報提供	2	2
実地審査小計		7.4	6.5
B 実地審査計 (50点満点換算)		5.0	43.9
合 計		150	135.5
得点率		100%	90.3%

## 5 今後の取組

今回、移管先候補者の選定を行った修学院保育所及び淀保育所については、今後、京都市保育所条例の改正議案を平成30年2月市会に提案し、議決を得られた場合は、引継ぎ・共同保育の実施等を経て、平成31年4月から市営保育所としては廃止し、移管先候補者に移管することとします。また、移管後、最長1年間、引継ぎ・共同保育を実施します。

### <参考> 選定部会における審査の実施状況

#### 1 選定部会委員（五十音順，敬称略）

	氏名	役職等
部会長	安保 千秋	弁護士
委員	岡 美智子	京都障害児者親の会協議会 副会長
	川北 典子	平安女学院大学 教授
	土江田 雅史	公認会計士
	安井 雅子	市民公募委員（平成29年8月～）

#### 2 審査日程

8月28日(月)～9月19日(火)	委員による採点
9月 7日(木)	第6回選定部会（書面審査（委員による合議））
9月20日(水)	第7回選定部会（書面審査（委員による合議））
9月22日(金)	第8回選定部会（実地審査（委員による採点，合議））
10月10日(火)	第9回選定部会（実地審査（委員による採点，合議））
10月12日(木)	第10回選定部会（プレゼンテーション審査，ヒアリング審査）

なお、第1回から第5回までの選定部会においては、募集要項に係る審議を行っています。